

見積合わせ心得（郵便用／物件供給）

1 見積合わせの条件

- (1) 本市の郵便による見積合わせの実施については、いわき市郵便入札実施要綱（令和3年3月2日制定）を準用する。
- (2) 見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、仕様書等を熟覧のうえ、見積合わせに参加するものとする。仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 見積合わせは、指定した日時、場所において執行する。
- (4) 見積書に記載する日付は、見積合わせの執行日とする。
- (5) 見積参加者は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定に準じ、提出した見積書の書換え、引換又は撤回をすることができない。
- (6) 見積参加者は、見積書の郵送後においても、見積合わせの執行までの間は、見積合わせを担当する課等に辞退届を直接持参して提出したときは、当該見積合わせを辞退することができる。
- (7) 見積参加者が1者になったときは、当該見積合わせを中止することができる。
- (8) 見積参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、見積合わせの執行を延期又は中止することができる。
- (9) 見積合わせの結果、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、再度の見積合わせを行う。
- (10) 次の一に該当する見積りは無効とする。
 - ア 見積参加資格のない者が行った見積り
 - イ 記名押印を欠く見積り
 - ウ 金額を訂正した見積り
 - エ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、見積意思表示が不明瞭な見積り
 - オ 同一の見積参加者が2通以上の見積書を提出した見積り
 - カ 金額欄に「0円」と記載された見積り
 - キ 見積書に記載の物件名等と封筒に記載の物件名等が一致していない見積り
 - ク 見積書を入れた封筒が、見積合わせ前に開封されている形跡が認められる見積り
 - ケ 再度の見積合わせにおける前回の最低見積価格以上の見積り
 - コ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる見積り
 - サ いわき市郵便入札実施要綱に違反して見積書を提出した見積り
 - シ その他市長が指定した事項に違反した見積り
- (11) 見積合わせの結果、予定価格の範囲内で最低の見積りをした者を決定者とし、決定となるべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、くじにより決定する。
- (12) 指名を受けた者が見積りを辞退するときは、その旨を、見積合わせ担当部署へ申し出るものとする。
- (13) 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 契約の条件

- (1) 決定者は、決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、決定の効力を失う。
- (2) 決定者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、決定金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じた額）の100分の 3 に相当する額を違約金として徴収する。
- (3) 決定者は、供給金額の10分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第136条第 6 項の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- (4) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 5 項の規定により、契約当事者双方が契約書に記名押印したときとする。

3 公正な入札の確保

- (1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積談合の可能性が認められる場合は、見積参加者をくじで 2 者に減じて執行するものとする。
- (3) 見積合わせ後に談合の事実が判明した場合は、当該見積合わせを無効とし、契約中であっても契約を解除することがある。
- (4) 談合情報を得たときの手続きに関しては、いわき市入札談合情報処理要綱（平成12年3月21日制定）を準用する。

4 その他

その他必要な事項は、その都度指示するものとする。